

徳川将軍の朱印状を読む（2）

【用語解説】

- ・大宮領・・・大宮氷川神社が支配する領域
- ・足立郡高鼻村・・・現在のさいたま市大宮区高鼻町付近
- ・上落合村・・・現在のさいたま市中央区上落合付近
- ・慶長九年三月十五日先判・・・徳川家康が出した氷川神社宛てに出された花押による領地の寄進状
- ・元和三年五月十四日先判・・・徳川秀忠が出した氷川神社宛ての領地朱印状
問題編（1）の文書にあたる

1 徳川将軍家の領知朱印状とは？

領知朱印状（りょうちしゅいんじょう）とは、江戸時代において将軍が公家・武家・寺社の所領を確定させる際に発給する朱印状のことです。

徳川家康・秀忠の時代には黒印状で所領安堵が行われる事例があるなど書式が不定でしたが、徳川家綱の時代になって所領に関する書式が確立されます。家綱の時代に行われた寛文印知以後は将軍の代替わりの際に出されるのが慣例となり、これを継目安堵（つぎめあんど）と称しました。朱印状は、前記以外にも所領の安堵・寄進・加増・転封・村替など所領の内容に変更が生じた際に発給されました。

2 朱印状の様式について

家康以来、10万石もしくは四位以上の大名・摂関家及び清華家・大臣家・従一位の公家に対する知行安堵は花押を署記した**判物**、10万石以下の武士の知行安堵や寺社領の寄進・安堵は**朱印状**、将軍の私的な書状や軽微な事項では**黒印状**によって発給された。

用紙・上包は越前奉書紙の一種である**大高檀紙**を用いるのを通例とし、五位以上には堅紙、それ以下には折紙を用いました。上包は**縦上下折**として宛所を下に記しますが、

別当寺がある神社に宛てる場合には、真ん中に神社名、下部に別当寺名を記すことになっていました。

3 西角井家文書と諸国寺社朱印状について

武州一宮氷川神社の社家文書群で、大きく4つに分けられます。第1は、由緒・祭祀・造営・勸化・吉田家関係など、武州一宮氷川神社の宗教活動にかかわる文書群。第2は、検地・年貢・村絵図・宗門人別など、領主である氷川神社の村方支配にかかわる文書群。第3は、系図・日記・証書類など近代を中心とする西角井家の家文書群で、中世文書の写を含む典籍類があります。今回、解説する第4の文書群は、全国の寺社に対して旧幕府の朱印状提出が命じられた慶応4年(1868)閏4月19日太政官達によりに収集された文書群の一部で明治初年に西角井家が取得したもので、その大半が切断されたり、朱印部分が墨塗された全国の寺社朱印状1,030点です。その概要は全国28か国、458社にも及び、全国的にも長野の善光寺や上野の寛永寺など著名な寺社が多く含まれています。切断された文書の一部については、文書館で復元作業を行いましたが、復元不能なものも数多く存在しています。なお、関係資料として、国立公文書館に京都の行政官に集められたものをまとめた「徳川家判物并朱黒印」が所在していますが、こちらには関東地方の朱印状が見られないことから、別ルートで収集された文書群であることがわかります。